



大阪労働局発表
平成27年11月25日

担当	大阪労働局総務部 電話 06(6949)6482
----	-----------------------------

職員の不祥事に係る処分について

大阪労働局（局長 中沖 剛）においては、下記の非違行為があり、当該非違行為者に対して国家公務員法に基づく懲戒処分を行ったので、公表します。

1 事案の概要

当局管内公共職業安定所に勤務する職員が、公共職業安定所内において、平成26年8月から9月にかけて3回に渡り、保管していた職員の積立金を合計17,000円窃取し、さらに、平成27年8月から9月にかけて6回に渡り、同僚職員3名から合計24,300円の現金を窃取していたことが発覚したものの。

2 処分年月日

平成27年11月25日

3 処分内容

停職6月

なお、当該非違行為者は処分年月日と同日付けで依願退職した。

4 再発防止策

平成27年10月16日、労働基準監督署長及び公共職業安定所長合同の会議を開催し、事案の概要を報告の上、あらためて公務員倫理及び法令遵守の徹底を指示し、再発防止に努めている。